

○富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第224号

改正 平成17年9月30日富山市規則第323号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例(平成17年富山市条例第238号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用承認申請書(別記様式)を条例第3条の2に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日)前6月から当該使用日の1週間前の日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、施設の使用を承認したときは、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用承認書を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第6条第1項の規定により施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は必要と認めた場合 全額

(2) 自然体験活動支援のため必要と認めた場合(入場料を徴収する催しの場合を除く。) 50パーセント相当額

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき 全額

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 70パーセント相当額

(3) 条例第9条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用料金還付申請書に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(端数計算)

第8条 第6条第1項及び前条第1項の規定による使用料の減免及び還付の額の端数計算については、条例第7条第1項後段の例による。

(冷暖房期間)

第9条 富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館(以下「学習館」という。)の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第11条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、学習館の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年八尾町規則第2号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第323号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式(第2条、第4条関係)

整理No.	
-------	--

富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用承認(変更・取消)  
申請書

年 月 日

(あて先)

申請者	団体等の名称	電話等	
		代表者名	
	住所	取扱者名	

下記のとおり申請します。(該当欄に○印を付ける。)

	使用承認		変更		取消		減免
--	------	--	----	--	----	--	----

用種別名	使用月日	使用する時間帯	利用料金		冷暖房料	附属設備	
			使用時間	超過時間			
	月 日	時 時 ~	時間 円	時間 円	円		円
	月 日	時 時 ~	時間 円	時間 円	円		円
	月 日	時 時 ~	時間 円	時間 円	円		円
使用の目的・使用人員 (会議、行事等の名称)			小計① 円	小計② 円	小計③ 円	小計④ 円	
(使用人員)			合計利用料金(①+②+③+④)			円	
入場料徴収の有無 有・無			備考				

別記様式（第2条、第4条関係）